

愛知県知事 大村 秀章 様

2023年11月6日  
日本共産党愛知県委員会  
委員長 岩中 正巳  
日本共産党愛知県議団  
しもおく 奈歩

## 2024年度（令和6年度）愛知県予算編成に関する要望書

いま、物価高騰から県民の暮らしを守ることが切実に求められています。

ところが岸田政権はあまりに無策です。「コストカット型経済」からの脱却を主張していますが、「失われた30年」への責任は棚上げし、反省もしていません。新しい資本主義の実現を唱えながら、実際にはアベノミクスと強権的な政治姿勢を引き継ぎ、新たな増税と負担を国民に強いる岸田政権の支持率は急降下しています。新自由主義ときっぱり決別し、これまでの経済政策を大本から切り替えることが必要です。

日本共産党はそのための「経済再生プラン」として、最低賃金の全国一律時給1500円への抜本的引き上げ、非正規ワーカーの待遇を抜本的に改善、消費税減税、年金の引き上げ、教育費負担の抜本的軽減の五つの改革を提案しています。愛知県政においても具体化を求めます。

岸田政権はまた、年間の軍事費を5兆円から7.5兆円へと膨張させ、平和憲法を持つ日本を、敵基地攻撃能力を持つ軍事大国化へと変えようとしています。いま世界では、ロシアによるウクライナ侵略戦争が続き、中東情勢も緊迫化しています。軍事的緊張を高める悪循環から抜け出し、相手に「恐怖」を与えるのではなく「安心」を与える平和外交こそ必要です。アジア諸国と深いつながりを持つ愛知県にとっても、戦争を防ぎ、平和なアジアと世界をつくることは重要な課題です。

気候危機の打開やジェンダー平等の実現など、日本が国際水準から大きく遅れた分野での施策を進めることも急がれます。愛知県として、国際社会に通用する人権や環境の施策を国にさきがけて展開しようではありませんか。

いまこそ愛知県政は、国の悪政の下請け機関から脱皮して、県民の命と暮らし、平和と人権を守る防波堤としての県政へと転換すべき時です。とりわけ来年度予算編成では、異常な物価高から県民生活を守るために愛知県の持てる力を集中すべきです。

その視点から、以下、日本共産党愛知県議団として、246項目の要望をまとめました。来年度の予算編成に反映させていただくよう強く要望いたします。

## 【要望事項の柱】

- (1) 物価高から県民の暮らしを守る
- (2) 新型コロナ感染症対策をはじめ、安心できる保健・医療の体制を整える
- (3) 介護や国保の負担軽減と福祉の拡充で、命と暮らしを守り支える
- (4) 子どもたちの豊かな成長を保障する保育・学童保育を拡充する
- (5) 教員不足を解消し、子どもの権利を守る教育条件の整備・充実をはかる
- (6) 8時間働けば普通に暮らせる社会へ 非正規ワーカーの処遇改善をすすめる
- (7) 障害者権利条約にもとづく施策を実現し、障害者（児）の生活と権利を守る
- (8) 差別やハラスメントをなくして多様性を尊重し、誰もが尊厳をもって自分らしく  
生きられる社会、誰もが持てる力を発揮できるジェンダー平等社会をつくる
- (9) 大企業・高度先端産業優先、企業誘致型の産業政策から、中小企業・地場産業・  
農林漁業優先に転換して雇用と消費を増やし内発型・循環型の地域経済に変える
- (10) バリアフリーの拡大などで、くらしやすい住環境等を整備する
- (11) 大地震、津波や巨大台風、線状降水帯による集中豪雨などにしっかり備える
- (12) 2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを実現し、気候危機から未来を守る
- (13) リニア中央新幹線、中部空港第二滑走路、設楽ダムなど、不要不急で浪費型の  
大型事業をやめる
- (14) 文化・芸術へ手厚い支援を行い、スポーツ施策を充実する
- (15) 憲法と地方自治を行政に生かし、国際交流を広げる平和施策をすすめる
- (16) 有効な施策が展開できるよう、県の財源を確保する

## **(1) 物価高から県民の暮らしを守る**

1. 消費税を5%に減税するよう国に求めること。
2. インボイス制度の導入撤回を国に求めること。
3. 県の最低賃金を時給1500円へ引き上げ、国にも同額まで引き上げを求めること。
4. 会計年度任用職員など非正規職員の処遇を改善し、時給を1500円以上にすること。
5. 公契約条例を活かして、官製ワーキングプアを一掃すること。
6. 医療・介護・保育・福祉などで働くケアワーカーの賃金と処遇を改善すること。
7. 年金支給額を物価上昇に見合う水準に改善するよう国に求めること。
8. 生活保護の支給額を物価上昇に見合う水準に改善するよう国に求めること。
9. 県営水道料金を値上げしないこと。
10. 国保料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料の引き上げを抑えること。
11. 中小企業・小規模事業者向けのエネルギー価格高騰対策助成や固定費補助を設けること。コロナ関連融資の返還等には柔軟に対応し、経営を支え、地域経済を守ること。
12. 学校給食の無償化をすすめること。
13. 給付型奨学金と奨学金返済支援の制度を県独自に設けること。
14. 市町村の行う生活支援等の事業を促進する包括的な県補助金を創設すること。

## **(2) 新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、安心できる保健・医療の体制を整える**

1. 新型コロナウイルス感染者を受け入れる医療機関、病床、スタッフを十分に確保すること。感染症用ベッド及び発熱外来の機能を維持するよう医療機関への支援を続けること。
2. 公衆衛生の要として保健所の機能と体制を強化すること。削減した保健所や支所を復活させ、保健師等を増員すること。市町村及び各保健センターとの情報共有と、連携強化で、疫学調査の徹底や自宅療養者の支援など、感染拡大に対応できる体制を整えておくこと。
3. コロナ感染の後遺症と思われる症状について相談・受診できる体制を整えること。あわせて医療費を支援する制度を設けること。
4. ワクチン接種に伴う副反応について無料で相談・受診できるようにすること。副反応に関する正しい情報を提供すること。予防接種健康被害救済制度の周知をはかり、救済認定には「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とする」審査方針を堅持すること。
5. PCR検査及び抗原検査の希望者には無料で検査を受けられるようにすること。クラスタの発生が懸念される医療機関や高齢者施設等での定期的検査を継続すること。
6. 日常的に介護が必要な高齢・障害の感染者を受け入れできる介護付き療養施設を必要に応じて開設できるよう備えておくこと。
7. 感染拡大の波が繰り返し発生していることを踏まえ、医療や公衆衛生の専門家及び自治体関係者とともに、遅滞なく対処方針を打ち出せる体制を整えておくこと。
8. 公的医療機関の統廃合、病床削減を止めること。「医療から介護、入院・施設から地域・在宅」に重点を移す「愛知県地域保健医療計画」をコロナ禍の教訓を踏まえて見直すこと。
9. 県立病院、公的医療機関を関係機関と協力して充実させること。とりわけ精神医療、障害児者の医療については県が責任を持って対応すること。

10. 東三河北部などの中山間地や離島などのへき地医療について、透析医療も含めて県が責任をもって対応すること。
11. 勤務医の労働条件改善、研修制度の改善などを進めて医師確保を図ること。とくに小児科・産婦人科などの充実をはかること。女性医師への援助を強めること。
12. 救急車や救急隊員を増やし、救急体制を強化すること。
13. 県として看護師確保計画を作成し、公立の看護専門学校を増設と定員増、給付型奨学金の導入などを行い、人口比で全国的に少ない看護師不足を打開すること。
14. 県の看護修学資金の貸付制度を復活するとともに、運用を拡充すること。
15. 検診への支援を行い、必要なワクチン接種の無料化を支援すること。
16. 県として、社会福祉法に基づく無料低額診療事業を実施し推進すること。
17. 「差額ベッド代を支払わなくてもよいケースがある」との厚生労働省通知の趣旨を病院に徹底し、県民に周知すること。
18. 地域医療が特にひっ迫している東三河北部医療圏において県立の救急指定病院、透析センターをつくること。医療圏や県境をまたいで最寄りの医療機関にスムーズに救急搬送できる体制をつくること。派遣医師を増員し必要な医師数を維持すること。

### **(3) 介護や国保の負担軽減と福祉の拡充で、命とくらしを守り支える**

1. 市町村国保への県の単独補助金を復活させること。
2. 国保会計の繰越金と基金を国保料（税）の引き下げに活用すること。
3. 国民健康保険の連続値上げを市町村に強いる赤字解消計画は強制しないこと。市町村の自主決定権を尊重し、一般会計からの法定外繰り入れ、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業など地域にあった事業を行えるようにすること。
4. 国保料（税）の減免基準をコロナ減免の実績を踏まえて緩和すること。
5. 18歳以下の均等割りを廃止すること。
6. 介護保険と後期高齢者医療の保険料をそれぞれ引き下げられるよう、財政支援を行うこと。介護保険の基金は全額を保険料の引き下げに充てるよう指導すること。介護保険の保険料及び利用者負担軽減制度を創設すること。
7. 加齢性難聴者の補聴器購入補助制度を設けること。国保や後期高齢者の健診に聴力検査を加えること。
8. 特別養護老人ホームの定員を増やし、待機者を解消すること。小規模多機能施設など、施設・居住系サービスを大幅に増やすこと。
9. 介護・福祉労働者の賃金を大幅に引き上げるとともに、1人夜勤の解消など介護施設の労働条件を早期に改善すること。
10. 県の子ども医療費助成制度を入通院ともに18歳まで拡大すること。
11. 妊産婦医療費助成制度を設けること。
12. 不妊治療への助成の充実をはかること。
13. 「孤立死」や「介護心中」などを防ぐ相談体制の充実をはかること。ヤングケアラーなど家族だけに依存するケアから脱却し、家族を社会的に支える体制を整えること。
14. 生活保護に夏季加算を支給すること。親族への扶養照会は原則行わないこと。

### **(4) 子どもたちの豊かな成長を保障する保育・学童保育を拡充する**

1. 保育士の配置基準の抜本的引き上げを国に求めるとともに、愛知県として配置基準の上乗せを行うこと。配置基準を独自に加算している市町村を支援すること。
2. 愛知県独自の一歳児保育実施費の対象年齢を拡大し、小規模保育事業所も対象施設に加えること。
3. 育休退園を解消すること。そのために保育士の確保などで市町村を援助すること。
4. 認可保育所を増設するとともに、安易な公立保育所の民間移譲や指定管理者への移管などの民営化は行わないこと。小規模保育や家庭的保育など施設形態の違いによる保育格差を生じさせないこと。
5. 国へ補助額の増額を求めるとともに、保育への県補助を増やし、各市町村の保育料を引き下げること。第3子保育料無料化事業の所得制限を廃止し全ての第3子を無料とすること。
6. 給食費も無償とするよう国に求めるとともに、無償化をすすめる市町村への財政支援を行なうこと。
7. 学童保育所を増やして待機児童をなくすこと。過密・大規模化を解消すること。
8. 学童保育料の引き下げをはかること。
9. ひとり親世帯など学童保育を必要とする子どもは全員を受け入れること。あわせて保育料の減免制度を県独自に設けること。
10. 学童保育指導員の処遇改善をすすめること。処遇改善事業をはじめとした国の補助事業を全自治体がフルに活用実施できるよう援助すること。会計年度任用職員一般職扱いとされている公務員指導員の処遇を専門職にふさわしい水準に改善すること。
11. 保育の質を向上させるために県として巡回アドバイザーを配置し、市町村の学童保育所への支援を行うこと。
12. 障害児の受け入れ促進のため常勤職員が配置できる水準に補助金を増額すること。
13. 施設整備の補助金を創設だけでなく改築にも活用できるようにすること。補助の対象を学校内の設置に対象を限定しないこと。
14. 児童福祉司、児童心理司、保健師の増員などで児童相談所の体制を充実すること。
15. 「子どもの貧困」について実効性のある対策を実施すること。放課後の「子ども食堂」「無料塾」など子どもの居場所確保対策を拡充すること。

#### **(5) 教員不足を解消し、子どもの権利を守る教育条件の整備・充実をはかる**

1. 深刻な教員不足の解消のために、まず正規教員の採用を大幅に増やすこと。
2. 臨時教員の正規化を促進するとともに、賃金など労働条件を改善すること。
3. 小・中学校では20人規模の少人数学級をめざし長期的な教員増員計画を持つこと。
4. 教員の多忙化解消のため、授業の持ち時間数の上限を定めること。外部講師の委託など部活動の負担軽減を行うこと。教員の勤務時間の正確な記録管理を行うこと。臨時教員への残業代をもれなく支給すること。
5. 教育実習について、実習生の過大な負担とならぬように指導援助を強めること。実習生の声を聴く機会を教育委員会として設けること。
6. 採用試験について臨時教員や教育実習生に過度な負担とならぬよう配慮すること。臨時教員の一次試験免除基準について透明性を高めること。
7. いじめや不登校などに対応するスクールカウンセラーの配置を拡充するとともに、

- スクールソーシャルワーカーの全小中学校・高校への配置を計画的に進めること。
8. 就学援助制度の所得基準を生活保護世帯の1.4倍以上に広げ、必要とする人が利用しやすい制度にすること。
  9. 教育活動に不可欠な授業料以外の教材費、修学旅行費、部活振興費など学校納付金を無料にするなどして、教育に係る保護者負担を軽減すること。
  10. 学校給食無償化を促進すること。無償化に取り組む自治体への補助制度を創設すること。特別支援学校の給食を無償化すること。オーガニック給食を促進すること。
  11. 特別支援学校のマンモス状態を解消するため、特別支援学校の設置基準を踏まえて教室、教員を増やすこと。通学バスを拡充し、希望する子どもがもれなく利用できるようにするとともに、通学乗車時間の短縮をはかること。
  12. 県内の高校生・大学生に対する給付制奨学金制度と奨学金返還支援制度を創設すること。返済についての相談窓口設置などサポート体制を確立すること。
  13. 県立大学、県立芸術大学の授業料を無償化し、入学検定料も廃止すること。
  14. 高等学校等就学支援金の支給にかかわる所得制限を廃止し、全ての生徒の授業料を無償にすること。この制度説明書の外国語（複数）翻訳版を発行し、支援金の需給漏れがないようにすること。
  15. 私立高校の学費無償化をめざして、入学納付金補助、経常費補助など私学助成の拡充をはかること。
  16. 県立高校の特別教室・準備室へのエアコン設置を急ぐとともに、いまだに続いている保護者負担をなくすこと。
  17. 県立高校の体育館・武道場などへのエアコン設置を公費ですすめること。
  18. 暑さ指数計の活用など熱中症防止対策を徹底するとともに、部活動の全国大会、県大会のあり方を見直すよう主催団体等に強く働きかけること。
  19. 部活動については、週1日の休日の設定や連休は休みにするなどして、子どもたちの心身の休暇を保障すること。
  20. 定時制高校の廃止を中止すること。
  21. 高校の統廃合は中止すること。
  22. 中高一貫校について、特定の学校に人材と予算を集中してエリート養成をすすめることへの懸念がある。抜本的に見直すこと。
  23. 夜間中学については、必要とする人々の声をよく聞き、学校運営に反映させること。
  24. オンライン化に対応できるよう、各家庭での端末の確保・通信環境の確保、学校へのICT支援員の配置などを公費負担で進めること。ICTは必要に応じて使うようにすること。臨時教員へも必要な機器を支給すること。
  25. 学校のトイレに生理用品を配置するなど「生理の貧困」への対応を強めること。
  26. ジェンダー平等の理念に沿って、ブレザーの採用や私服通学など選択肢の幅を思いきって広げること。
  27. 各校の校則を公開し、児童生徒の人権を侵害するような校則は見直すこと。子どもの権利の視点で、校則の見直しに児童生徒が主体的に取り組めるよう援助すること。

## **（6）8時間働けば普通に暮らせる社会へ 非正規ワーカーの処遇改善をすすめる**

1. 最低賃金を時給1500円以上に引き上げること。社会保険料の負担軽減など、中小

- 企業が賃上げできるように必要な助成を行うこと。
2. 県の会計年度任用職員等非正規職員の時給をただちに1500円以上にすること。
  3. 公契約条例の内容を充実し、「官製ワーキングプア」を一掃すること。
  4. 教員や保育士、消防職員、救急隊員など教育・保育・福祉・医療・防災など公的な分野で職員を増やすとともに、希望に応じて非正規から正規への転換をすすめること。
  5. 県内の財界・大企業に対して、内部留保を活用して、正規雇用の拡大、賃金引上げを強力に働きかけること。
  7. 違法行為やパワハラなどが横行する、「ブラック企業」に関する情報を公開すること。労働条件等の是正をすすめる「ブラック企業規制条例」（仮称）を制定すること。
  8. 就職案内に正確な労働条件、過去の労働違反の経歴、離職率の状況を示すこと。
  9. 「ブラックバイト」などの解消をめざし、働くものの権利や法的知識の若者への普及、相談窓口やサポートセンターの拡充を行うこと。「働くルールのリーフレット」をさらに拡充すること。
  10. ILO条約水準での「ハラスメント禁止法（仮称）」の法整備を国に求めること。県として、ハラスメント被害の救済、防止対策を強化すること。
  11. 首切りや賃金の不払い、法律違反の駆け込み寺として「労働相談情報センター」（仮称）を設置すること。
  12. ハローワークの地方移管・民営化に反対すること。
  13. 県として学生の就職支援の相談窓口を拡充すること。就活、転職、再スタートのため、無料の公共職業訓練と就職先開拓、あっせん、カウンセリングをセットで行い、就職先が決まるまでていねいに支援して、若者の就労支援を支えること。
  14. 生活困窮に陥った学生向けの食料や物資の支援活動や「フードバンク」に取り組む団体に必要な支援を行うこと。
  15. 若者へ家賃補助などの支援を行うこと。
  16. 就職氷河期世代への就労支援を強化すること。県として積極的に採用すること。
  17. 就職、採用活動について内定取り消し、囲い込み、ハラスメントの防止など、企業の社会的責任を啓発すること。
  18. 就活時のハラスメントに対応する相談窓口の開設や救済機関を設置すること。
  19. 労働法規や社会保険の基礎知識を、学校教育に位置付けること。

#### **（7）障害者権利条約にもとづく施策を実現し、障害者（児）の生活と権利を守る**

1. 必要な支援を受けながら障害者が望む場所で暮らせるよう、入所施設を含む基盤整備をすすめること。
2. 必要なときに身近な地域で、療育を受けられるよう、通所施設の整備を行うこと。
3. 保護者の子育てやレスパイトを保障するための、障害児のショートステイやホームヘルプに対応できる施設・事業所を増やすこと。
4. 障害者（児）の福祉サービス利用料、給食費などの利用者負担を無償にすること。
5. 障害者雇用の法定雇用率の厳守を企業に働きかけるとともに、中小企業への補助制度を創設・拡充すること。県職員の障害者雇用率を高めること。
6. 65歳以上の障害者について機械的に「介護保険を優先」することなく、必要な障害者福祉サービスを打ち切らないこと。

7. 身体障害者手帳の交付が適切に受けられるよう、国の基準に基づく医師の適切な診断の徹底や診療報酬の改定、医師不足の解消など、必要な措置を講ずること。
8. 交通や建物などのバリアフリー化をすすめること。交差点での音響信号装置、エスコートゾーンの拡充をはかること。
9. タクシー利用補助制度を新設すること。
10. 精神障害者の交通運賃割引制度を拡充すること。
11. 障害者手当、障害児福祉手当、在宅重度障害者手当を増額すること。

#### **(8) 差別やハラスメントをなくして多様性を尊重し、誰もが尊厳をもって自分らしく生きられる社会、誰もが持てる力を発揮できるジェンダー平等社会をつくる**

1. 日本国憲法、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、県男女共同参画推進条例などにもとづき、職場、地域、学校、家庭など、あらゆる場でジェンダー平等を推進すること。
2. 妊娠・出産、育児休業利用に関する嫌がらせなどのハラスメントの防止措置が事業主に義務付けられたことを踏まえ、規定の順守を企業に働きかけること。
3. ハラスメントは人権侵害であることを周知徹底し根絶への取組みを強化すること。
4. 県の各種審議機関委員（女性割合 34.54%）、管理職（同 13.62%）への女性の割合を引き上げること。政策決定、意思決定の場での男女同数をめざすこと。
5. DV、性犯罪、ストーカー、痴漢などの被害防止に努めるとともに被害者への支援・相談体制を充実、強化すること。そのために、性暴力被害者支援のワンストップ支援センターを東三河などに増設すること。
6. 痴漢被害の実態調査を、県として民間鉄道会社、市営交通機関と連携して行い、対応を強化すること。
7. 子どもの性被害に対応できる相談窓口を設置し、教職員等へ研修を実施すること。
8. 「一人で悩んでいませんか？」と題した相談窓口やワンストップ支援センターの紹介カードを増刷し、助けを求められる場所があることの周知を継続・強化すること。
9. 生理用品の無償配布（学校や公共施設への設置など）をはじめ、「生理の貧困」をなくす総合対策を実施すること。
10. 生理休暇の取得推進へ、「生理休暇を取ろう」と呼びかけるポスターなどをつくり、生理休暇は女性が健康に働くための権利であると、理解を広めること。
11. 国際的な到達点を踏まえた包括的性教育を発達段階に応じて学校教育などに取り入れていくこと。
12. 居場所がなく街をさまよひ、性被害の危険にさらされている若年女性等に対し、必要に応じてアウトリーチや居場所づくりから中長期的な支援までつなげていく仕組みを、民間団体とも知恵を出し合い、構築していくこと。
13. 男女差別等に対する企業責任を明確化し、県条例に罰則規定を設けること。
14. 男女の賃金格差の実態を把握し公表すること。是正計画を策定すること。
15. LGBT、SOGI など性的マイノリティの人権を擁護し、当事者の意見を聞きながら文化や嗜好、価値観の多様性への理解を促進し、施策にいかすこと。各種申請用紙等の改善、相談窓口を設置すること。
16. ファミリーシップ制度を当事者の声を反映した制度にすること。制度検討にあたり、

民間とも連携して広告媒体などにも多様な家族・パートナーが登場するよう働きかけること。制度申請のハードルを下げるオンライン申請も検討すること。

17. 所得税法 56 条を廃止し、家族従業者の働き分を正當に評価し、必要経費と認められるよう国に求めること。
18. 女性差別撤廃条約の選択議定書を批准するよう、国に強く働きかけること。
19. 選択的夫婦別姓制度の導入を国に求めること。

**(9) 大企業・高度先端産業優先、企業誘致型の産業政策から、中小企業・地場産業・農林漁業優先に転換して雇用と消費を増やし、内発型・循環型の地域経済に変える**

1. 一部の高度先端産業のみを対象とするスタートアップ支援を見直し、すべての中小企業・小規模事業者、地場産業を支援する産業政策に転換すること。「STATION Ai」を見直し、中小企業・小規模事業者、地場産業の支援施設に変更すること。
2. 高付加価値を生み出す企業、大企業優先の「産業空洞化対策減税基金」による補助金を見直して、県内の中小企業・小規模事業者、地場産業向けに転換すること。
3. 中小企業振興基本条例にもとづく「振興会議（仮称）」を設置すること。
4. 中小業者や農業者が疾病や災害などにより事業活動の停止を余儀なくされた場合でも、安心して事業を再開できる「事業者休業支援制度（仮称）」を創設すること
5. 返済が始まっているコロナ関連融資は、据え置き期間の延長や借り換え融資など柔軟な対応を行うこと。資金が必要なすべての中小業者に融資を行うこと。審査にあたっては厳しい経営環境を十分に考慮すること。
6. 現在行っている中小・小規模企業訪問ヒアリング調査の対象を抜本的に増やして行い、中小企業・小規模事業者の実態・要望を反映した施策を進めること。
7. 「特区」区域等における不動産取得税の免除制度を廃止すること。
8. 商店版リフォーム助成やグループ補助金、創業応援資金など中小企業・小規模事業者向けの補助金制度を実施すること。
9. 工場賃貸料、水道光熱費（特に工業用電力料金）リース代など、下請製造業の固定費補助制度をつくること。
10. 納税は市町村で丁寧な納税相談に応じ、納税者の状況をふまえた納税事務を行い、生活と営業を困難にする強権的な徴収を行わないこと。
11. 農民、林業従事者、漁民への価格保障、所得補償制度を創設すること。
12. 都市農業や中山間地産業支援を強化すること。鳥獣被害対策を強化すること。
13. 地域の再投資を促す、信用金庫、信用組合など地域金融機関や協同組合金融のいっそうの活性化を支援すること。そのために、中小企業団体、市民団体、有識者などから構成する「地域金融活性化委員会」（仮称）を県に設置すること。
14. 各自治体の「地域創生事業」が、真に地域の活性化と均等の発展に寄与するよう支援するとともに、その「成果」を加味する地方交付税の配分に反対すること。
15. 国連「家族農業の 10 年」を踏まえ、家族経営を中心とした農業への支援を行うこと。
16. 新規就農者への支援を強めること。有機農業への就農・転換を支援すること。
17. 種子法・種苗法の復活を国に強く働きかけること。
18. 地産地消の推進と安心・安全な給食を実現すること。学校給食パンの小麦を愛知県産小麦 100%に置き換えること。

#### **(10) バリアフリーの拡大などで、くらしやすい住環境等を整備する**

1. 老朽化が激しい県営住宅の建替えや長寿命化を加速すること。県営住宅に収入が少ない若い世代の入居をすすめること。階段への手すり設置などバリアフリー対策を緊急に実施すること。ベランダ修繕などの県営住宅修繕費を倍加すること。
2. 民法改正に伴う賃貸住宅標準契約書の改定に基づき、県営住宅の「畳表の取り換え、障子紙、ふすま紙の張り替え、給水栓、排水栓、LED照明の取り換え」を県として行うこと。また、玄関ドアの塗装塗替えなど公費による修繕区分を増やすこと。
3. 住宅リフォーム助成制度を創設すること。県営住宅の新設・建替えなど生活密着型の公共事業を推進すること。
4. 車がなくても暮らせるように市町村が運営するコミュニティーバス等を県が支援し、住民の暮らしの足を充実すること。自治体が取り組む高齢者福祉タクシーについても支援すること。
5. 施設、歩道、公共交通などのバリアフリー化を早急に実現すること。鉄道駅のホームドア設置を促進すること。パーキング・パーミット制度を導入すること。
6. 土砂崩れや暗いトンネルなどの危険個所を改善し、生活道路の安全対策、環境整備を強化すること。
7. 危険な鉄道踏切の改良は、国や鉄道事業者任せにせず県が率先して推進すること。
8. 高齢ドライバーの踏み間違い防止装置の補助事業を復活すること。
9. 空き交番等を解消し、地域の安全を強めること。
10. 移動販売への支援など「買い物難民」をなくす施策をすすめること。買い物弱者支援と商店街振興を同時にすすめる取り組みを支援し強化すること。
11. 食の安全をはかるために、食品検査員の配置などチェック体制を強化すること。
12. 消費生活相談センターの拡充、担い手の増員など消費者相談の体制を強化すること。
13. インターネット、SNS を利用した犯罪から青少年を守るため、SNS 等の十分な知識を得る施策を推進すること。相談窓口や支援団体などの連絡先を周知すること。
14. 県営水道料金の内、設備投資に充当している「基本料金」を当分の間免除するなどして、県営水道の料金を引き下げること。

#### **(11) 大地震、津波や巨大台風、線状降水帯による集中豪雨などにしっかり備える**

1. 木曾川・庄内川・矢作川・豊川など国管理河川の整備計画を最大規模の事態に備え見直し、堤防整備率の早期達成を国に求めること。新川などの主要河川や一級河川の県管理河川の改修を緊急に行うこと。柳生川の改修計画は 6.2 豪雨をふまえて想定雨量及び河川整備計画を見直すこと。
2. 津波災害警戒区域では津波避難施設の整備、事前及び広域的な避難訓練の実施、堤防・水門・護岸の耐震性強化などを早急にすすめること。
3. ゼロメートル地帯では地震・津波対策に加え、津波災害警戒区域に準じて避難所や堤防の整備など高潮・浸水対策の具体化を急ぐこと。市町村間の調整をはかり事前の広域避難についても具体化すること。
4. 中小河川の堤防のかさ上げや耐震化を促進し、水位計や監視カメラを増やすこと。バ

- ックウォーター現象や内水氾濫につながる危険個所を調査し対策をとること。
5. 6月2日の大雨では冠水による車の被害が多発した。車の貸出しや臨時の乗り合いタクシーなどで被災者の足を確保する仕組みを整えること。冠水センサーの設置や早めの通行止め措置などの予防策をとること。
  6. 土砂災害危険地域では警戒区域等の指定を急ぎ、土砂崩れ対策、砂防堰堤の整備、ため池対策などを促進すること。建設残土への規制を強化すること。大規模盛土造成地への対策を具体化すること。民有地の擁壁や石垣の崩壊による近隣への被害防止と復旧のための代執行などの仕組みを整えること。
  7. 石油コンビナートや臨海工業地帯では消防力の広域的確保に加え、護岸の側方流動対策や地盤の液状化対策などを立地企業とともに具体化すること。
  8. ライフラインの確保に事業者と共に取り組むこと。停電被害の防止と早期復旧のために電気事業者と連携し必要な対策を立てること。水道事業の公共性を堅持し、老朽管の計画的な更新をはじめ、断水の予防と復旧への備えを強めること。
  9. 住宅耐震化、家具固定化、ブロック塀撤去などの進捗状況を把握し支援すること。
  10. 災害時に最もリスクが高い要援護者にオーダーメイドの個別避難計画をつくるよう市町村を強力に支援すること。
  11. 災害関連死をなくすため避難所でTKB（T=清潔なトイレ、K=キッチン・温かい食事の提供、B=床面より高いベッド）を確保すること。避難所運営には必ず女性の参画をはかること。
  12. 避難所を増やすこと。県有施設の提供をはじめ、学校内での教室の活用、旅館やホテル、企業の会議室、私立を含む大学や高校等の活用をすすめること。車中泊避難者のためにトイレや炊事施設などを備えた駐車場を大規模公園などに整備すること。分散避難、縁故自宅避難者の情報把握と支援物資の提供体制を整えること。
  13. 福祉避難所を増設すること。福祉避難所になる施設に対して、人の配置や設備備品、備蓄物資の確保など必要な支援を行うこと。避難所における福祉スペースの確保とバリアフリー化の進捗状況をつかみ促進すること。
  14. 避難時の感染防止対策を徹底すること。避難所などでの感染予防に取り組む「感染制御支援チーム」を保健所中心に平時から編成しておくこと。
  15. 半壊や一部損壊住宅、床上浸水住宅など、被害を受けた全世帯をカバーする被災者住宅再建支援制度を県独自に設けること。宅地被害により居住が困難となった家屋も被災住宅と認定し、支援の対象とすること。
  16. 仮設住宅は、プレハブを前提とせず、県産材を活用した木造仮設住宅の建設をすすめること。みなし仮設住宅を確保するために関連業界とも必要な協定を結び、被災者に速やかに提供できるようにすること。
  17. 6月2日の大雨で被災した農業者への支援制度の活用状況を踏まえ、県独自の災害被災者への営農支援、事業再開支援へ制度化すること。
  18. 防災避難情報を確実に届けるために無線だけに頼らず、個別受信機の普及を促進すること。多言語の情報発信を強化し、ハザードマップの多言語化を進めること。聴覚や視覚に障害がある県民へも確実に情報を提供すること。
  19. 災害救助法の事前適用を積極的に活用すること。

## **(12) 2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを実現し、気候危機から未来を守る**

1. 「気候非常事態宣言」を発し、気候危機打開の取組みを具体化・強化すること。
2. 「2050年カーボンニュートラル」をめざして、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する愛知県の目標を、50~60%削減に引き上げること。国にも同様に目標の引き上げを求めること。
3. 温暖化防止の世界的枠組みである「パリ協定」を実効あるものとするよう国に働きかけ、県政にも生かすこと。石炭火力をなくすため、地球温暖化を加速する石炭火力計画の中止を求めること。
4. 太陽光、地熱、風力、小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーは「地域固有の資源」であり、地域経済や雇用にも貢献するので、積極的に利用を推進すること。
5. 原発再稼働中止・原発ゼロを国に働きかけること。中部電力に、浜岡原発は廃炉とするよう働きかけること。関西電力に、福井の原発群の廃炉を求めること。
6. 自治体のイニシアチブで、住民の合意と協力、地域の力に依拠し、利益が地域に還元され、環境破壊を起こさない再生可能エネルギーの利用を進めること。
7. 住宅の太陽光パネル設置の初期費用ゼロに向けて、県補助額の増額と無利子の融資制度をつくること。
8. 二酸化炭素排出削減に有効な企業等の設備投資に対する助成制度を設けること。
9. 県有施設の電力は100%再生可能エネルギーでまかなうこと。
10. 二酸化炭素を吸収する里山と森林の保全をすすめること。
11. 自治体の地球温暖化対策の策定に対して専門的な情報提供など必要な支援を強め、全自治体が区域計画を持つよう指導すること。
12. 太陽光パネルや風力発電、バイオマス発電など、再エネ推進をかかげた乱開発を防ぐために、環境への影響を考慮した規制・防止策を強化すること。
13. きれいで魚が豊かに育つ伊勢湾・三河湾をとりもどすため、汐川干潟や六条干潟などを保全し、貧酸素水塊の解消など水質改善と自然環境の再生をすすめること。里山保全と都市の緑地化をすすめること。
14. 実効ある自動車排ガス対策をとり、大気汚染の改善を進めること。PM2.5削減のために発生源別に具体的な対策を進めること。
15. 電気自動車（EV）の普及を進めること。EV購入には充電設備の設置を義務付けるとともに補助制度を新設すること。
16. プラスチック生産削減を求めるなど、積極的にプラスチック削減に取り組むこと。
17. PFAS（有機フッ素化合物）が水源などから検出され健康不安が広がっている。汚染状況を調査し汚染源を特定すること。とくに小牧基地の調査を国に求めること。住民の健康不安に寄り添い、検査と相談を行う体制を設けること。

## **(13) リニア中央新幹線、中部空港第二滑走路、設楽ダムなど、不要不急で浪費型の大型事業をやめる**

1. リニア中央新幹線は中止を求めること。大深度地下での陥落事故、トンネル工事での人身事故の発生も踏まえ事業の抜本的な見直しをはかること。
2. JR東海に、発生残土が集中する場所での運搬車両が通行する沿線の環境評価や残土の含有物質の調査などをきちんと行わせること。予期せぬ地盤の陥没や不同沈下に

- 対処できるように工事前の物件調査を求めること。
3. 名古屋駅一極集中の都市改造事業は中止すること。
  4. 中部国際空港の第二滑走路計画は直ちに中止すること。第二滑走路計画の前提とした公有水面埋立法の趣旨を無視した中部国際空港沖の埋立承認を取り消すこと。
  5. 設楽ダム建設は、治水・利水などが構想時の状況とは大きく異なり、工期の延長により費用も増大するなど、計画の正当性が失われたので中止すること。
  6. 一滴も利水していない徳山ダムから導水する木曾川水系連絡導水路事業から法令に従い撤退すること。（撤退ルール＝独立行政法人水資源機構法令に規定）
  7. 西知多道路など高規格道路は、生活重視、環境保全の面から中止を含め見直すこと。
  8. 名古屋港の不必要なバルク港湾計画を見直すこと。
  9. カジノを含む統合型リゾート（IR）を誘致しないこと。そのベースとなる「MICEを核とした国際観光都市」の実現を目指す取り組みは中止すること。
  10. 究極の規制緩和を進め一部大企業や先端産業のみの利益につながる、「あいち・とこなめスーパーシティ構想」は中止すること。
  11. 関連事業を含めると約 500 億円に及ぶ県費を投入するジブリパークの整備費用については、㈱ジブリパークと協議して相応の負担を求めること。

#### **(14) 文化・芸術へ手厚い支援を行い、スポーツ施策を充実する**

1. 愛知県美術館、陶磁美術館の運営は直営を堅持すること。
2. 関連予算を増額し、文化・芸術の継承・発展を支援すること。
3. 県の施設等での文化芸術等の展示については、不当な圧力に屈することなく憲法 21 条に基づく表現の自由が守られるようにすること。
4. スポーツを県民の権利として位置づけ、スポーツ予算を抜本的に増やすこと。スポーツ団体への支援を拡充すること。
5. 図書館など文化・スポーツ施設の統廃合は見直すこと。県の施設は低料金で県民の声を生かした使いやすいものにすること。
6. アジア競技大会・アジアパラ大会は、簡素な大会とする姿勢を堅持し、身近なスポーツ振興、世界の平和友好に役立つ大会にすること。
7. 建設中の県体育館は、県民が利用しやすい施設となるようにし、必要最低限の予算で建設すること。県スポーツ会館の閉館に伴う代替施設を整備すること。
8. 障害者スポーツの発展をめざす支援を強めること。
9. 文化・芸術活動の現場でのハラスメントが問題になっている。フリーランスの表現者・スタッフは「ハラスメント防止法」の対象になっていない。相談窓口の設置、業界団体などが行うハラスメント講習の支援、ガイドラインの作成を国に求めること。県としてもフリーランスのスタッフなどをハラスメントから守る対策を行うこと。

#### **(15) 憲法と地方自治を行政に生かし、国際交流を広げる平和施策をすすめる**

1. 愛知県平和宣言から60年、あらためて「非核」平和愛知県宣言を発し、非核平和行政を積極的に進める姿勢をしめすこと。
2. 政府に対し、憲法違反の戦争法（安保法制）の廃止、集団的自衛権容認の閣議決定の

- 撤回を求めること。専守防衛を逸脱し、周辺国の軍拡競争を促す「敵基地攻撃能力の保有」に強く反対すること。
3. 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名に知事は率先して応じること。また、93 カ国・地域が署名、69 カ国・地域が批准（2023年9月19日現在）している核兵器禁止条約を批准するよう国に強く働きかけること。
  4. 知事は被爆者と面会すること。被爆の実相を県職員はじめ広く県民に知らせること。
  5. 「抑止力」強化を標榜した軍備拡大に反対するとともに、ASEANが実践している地域の平和協力の枠組みを、北東アジアにも構築するよう国に求めていくこと。
  6. 憲法9条を基本にすえ、県民の財産である港湾や空港の軍事利用を拒否すること。県営名古屋空港を県民のための空港として充実させること。
  7. 自衛隊の基地機能強化反対・基地撤去や、海外派兵、MV22 オスプレイの配備中止を求めること。小牧基地及び関連施設を米軍機 F35 広域整備拠点の指定させないこと。県が補助する航空宇宙産業が軍事産業や軍事転用につながらぬよう監視を強めること。
  8. 土地利用規制法の施行・運用を中止し、法律の廃止を国に求めること。
  9. 自衛隊の市街地訓練や中学校の体験入隊の中止を求めること。自衛官募集のための自治体からの名簿提供は、個人情報保護に反するものであり中止を求めること。
  10. ヘイトスピーチ、LGBT/SOGI に関する差別など、民主主義と人権を破壊する行為をなくすために、積極的施策をすすめること。
  11. 住民の意向を無視した合併後の学校、保育園、児童館などの公共施設の統廃合を止めさせること。
  12. 財界が求める道州制とこれにつながる中京都構想はやめること。
  13. 政府が進めようとする「スマート自治体」や「圏域マネジメント」などに反対するとともに、市町村の自主性が発揮されるよう積極的に援助すること。
  14. 住民との対話・懇談会を各地域で行い、県民の生の声を県政に生かすとともに、財界や大企業には社会的責任（CSR）を積極的に果たさせること。
  15. 「広域連携」を口実にした消防リストラなど自治体リストラをやめ、住民の福祉に直結する職員を増やすこと。

#### **(16) 有効な施策が展開できるよう、県の財源を確保する**

1. 地方交付税の総額の大幅な増額を国に強く求めること。
2. 富裕層や大企業に適用されているさまざまな優遇税制（不公平税制）をあらため、「能力に応じた負担」の原則に基づく累進課税を国に求め、財源を確保すること。
3. 高額な株式や不動産などの資産を保有する富裕層に対して、毎年課税する仕組みの新しい資産課税として「富裕税」創設を国に求めること。
4. 設楽ダムなど、不要不急の事業への支出は中止すること。
5. 法人事業税・県民税の現行3%の超過課税は、他の実施都府県のように5%に引き上げること。
6. 1800億円を超える「財政調整基金」は、県民の暮らしを応援する事業のために積極的に活用すること。